

(1) 港湾施設使用料

静岡県港湾管理条例

区 分	算 定 単 位	使用料金		備 考
		外航船舶	内航船舶	
岸壁・さん橋	総トン数1トン 24時間につき	11円30銭	12円40銭	
	使用時間が2時間以上 12時間以下の場合	8円50銭	9円10銭	
	使用時間が2時間 未満の場合	5円10銭	5円30銭	

区 分		算 定 単 位	使用料金	備 考			
荷役機械	走行型真空吸込式陸揚機	取扱い穀類1トンにつき	209円	機械式連続アンローダ			
	固定式送油中継機	一般使用	取扱い石油類1トンにつき	16円10銭	マリンローディングアーム		
専用使用		1基1月につき	178,560円				
上 屋	5 級	一般 使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1㎡1日につき	19円20銭	富士2号上屋	
			貨物搬入の日から起算して16日以降30日まで	38円30銭			
			貨物搬入の日から起算して31日以後	76円80銭			
	専 用 使 用		1㎡1月につき	479円			
	6 級	一般 使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1㎡1日につき	14円70銭		吉原1号、2号上屋 鈴川1号、2号上屋
			貨物搬入の日から起算して16日以降30日まで	30円30銭			
			貨物搬入の日から起算して31日以後	60円10銭			
	専 用 使 用		1㎡1月につき	384円			
	7 級	一般 使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1㎡1日につき	9円20銭	鈴川3号上屋	
			貨物搬入の日から起算して16日以降30日まで	19円10銭			
			貨物搬入の日から起算して31日以後	38円10銭			
	専 用 使 用		1㎡1月につき	246円			
荷さばき地、 野積場	特 級	貨物搬入の日から起算して15日まで		6円	吉原1号荷さばき地		
		貨物搬入の日から起算して16日以後		9円20銭			
	1 級	貨物搬入の日から起算して15日まで		4円	中央1号、2号荷さばき地 吉原2号荷さばき地 鈴川1～3号荷さばき地 中央3～6号野積場 沼川3号、5号野積場		
		貨物搬入の日から起算して16日以後		6円			
	専用使用(野積場のみ)		1㎡1月につき	107円			
	2 級	貨物搬入の日から起算して15日まで		3円30銭		富士2号、3号荷さばき地 沼川2号野積場	
貨物搬入の日から起算して16日以後		5円30銭					
専用使用(野積場のみ)		1㎡1月につき	87円				
港 湾 施 設 用 地	永久的工作物を設ける場合		1㎡1年につき	地価(時価)の 5/100	(1)使用期間が1年以上1年未満 の場合は月割計算とする。 (2)使用期間が1年未満の場合は 日割計算とする。 (3)電柱本数については支柱又は 支線は1本、H柱は2本とみ なす。		
	仮設工作物を設ける場合		同 上	地価(時価)の 3/100			
	工作物を設けない場合		同 上	地価(時価)の 1/100			
	電柱等の建設		1本1年につき	840円			
	地 下 埋 設 管	外口径40cm未満		1m1年につき		180円	公的施設の場合は2分の1の額とする。
		40cm以上1m未満		同 上		450円	
1m以上		同 上	900円				

- 注) 1 使用料の算定については、この表の備考の欄に特別の定めがあるものを除くほか、使用した数量等が1トン、24時間、1時間、1月、1㎡、1日若しくは1mに満たないとき、又は使用した数量等に1トン、24時間、1時間、1月、1㎡、1日若しくは1mに満たない端数があるときは、それぞれ1トン、24時間、1時間、1月、1㎡、1日又は1mに切り上げるものとする。
- 2 1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。
- 3 1件の使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 入港料

静岡県入港料条例

区 分	料 率		
	算 定 単 位	使用料金	備 考
基準料率	入港1回 総トン数 1トンにつき	2円につき 20銭を加えた額	総トン数700トン未満の船舶につ いては、徴収しない
外航船舶の料率		2円	
内航船舶の料率		基準料率の 2分の1の額	

- 注) 1 同一船舶が1日に2回以上同一港湾に入港するときは、1日につき入港1回とみなす。
- 2 同一船舶が1月(月の1日から末日までをいう。)に11回(4の規定の適用があるときは、その適用後の回数を含む。)以上同一港湾に入港するときは、1月につき入港10回とみなす。